

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○無線局免許手続規則(昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十五号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(認定の申請)</p> <p>第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十七条の十三第二項第十号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 運用開始の予定期日(それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。)</p> <p>二 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法</p> <p>三 無線従事者の配置方針</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第五号に基づき開設指針において定める事項に関する事項</p> <p>3 第一項の申請書の様式は、別表第五号の六のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第五号の七のとおりとする。</p> <p>(合併等に関する規定の準用)</p> <p>第二十五条の八 第二十条の二(第三項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十七条の十三第二項第六号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 運用開始の予定期日(それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。)</p> <p>二 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法</p> <p>三 無線従事者の配置方針</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第五号に基づき開設指針において定める事項に関する事項</p> <p>3 第一項の申請書の様式は、別表第五号の六のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第五号の七のとおりとする。</p> <p>(合併等に関する規定の準用)</p> <p>第二十五条の八 第二十条の二(第三項を除く。)、第二十条の三(第二項を除く。)<u>及び第二十条の三の二(第二項を除く。)</u>の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に</p>

免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び免許の有効期間」と、同条第二項中「放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上放送(放送法第二條第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。以下同じ。)をする特定基地局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。)に係るもの」と、同条第三項中「別表第三号」とあるのは「別表第五号の八」と、同条第五項中「二通」とあるのは「二通」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第四号」とあるのは「別表第五号の九」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と読み替えるものとする。

別表第五号の六 特定基地局の開設計画の認定申請書及び開設計画の

係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び免許の有効期間」と、同条第三項中「前二項の申請書の様式は、別表第三号」とあるのは「第一項の申請書の様式は、別表第五号の八」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通」とあるのは「第一項の申請書及び前項の添付書類には、それぞれその写し二通」とあるのは「第一項の申請書及び前項の添付書類には、それぞれその写し一通」と読み替えるものとする。

別表第五号の六 特定基地局の開設計画の認定申請書及び開設計画の

様式(第 25 条の 4 関係)

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣殿 申請者(注 2) 郵便番号 フリガナ 住所 フリガナ 氏名 フリガナ 代表者氏名 印	収入印紙貼付欄
	(注 1)

電波法第 27 条の 13 第 1 項の規定により特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

- 1 該当する開設指針が示された告示の件名及び番号
- 2 欠格事由に関する事項(注 3)

注 1 収入印紙については、該当欄に全部を貼付できない場合は、別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

2 申請者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又

様式(第 25 条の 4 関係)

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣殿 申請者(注 2) 郵便番号 フリガナ 住所 フリガナ 氏名 フリガナ 代表者氏名 印	収入印紙貼付欄
	(注 1)

電波法第 27 条の 13 第 1 項の規定により特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

- 1 該当する開設指針が示された告示の件名及び番号
- 2 欠格事由に関する事項(注 3)

注 1 収入印紙については、該当欄に全部を貼付できない場合は、別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

2 申請者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又

は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載するものとし、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。

3 欠格事由については、申請者が、法第 27 条の 13 第 5 項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定に該当しないときは、その旨を記載すること。

4 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第 25 条の 4 関係)

特定基地局開設計画

1 特定基地局の目的

2 特定基地局の開設を必要とする理由

- (1) 提供する電気通信役務の種類 (注 1)
- (2) 開設しようとする特定基地局の内容
 - ア 無線局の種類別
 - イ 発射を予定している電波の型式
 - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力
 - エ 伝送情報の具体的内容 (注 1)

は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載するものとし、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。

3 欠格事由については、申請者が法第 5 条第 3 項各号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。

4 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第 25 条の 4 関係)

特定基地局開設計画

1 特定基地局の開設を必要とする理由

- (1) 提供する電気通信役務の種類
- (2) 開設しようとする特定基地局の内容
 - ア 無線局の種類別
 - イ 発射を予定している電波の型式
 - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力
 - エ 伝送情報の具体的内容

- (3) 業務開始の日以降 5 年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠(注 1)
- 3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信信用地上放送に係る放送対象地域(注 2)
- 4 希望する周波数の範囲(注 3)
- 5 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期(注 4)
- 6 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの(注 5)
- (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- 7 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法(注 6)(注 7)
- 8 事業計画及び事業収支見積り(注 6)(注 8)
- 9 放送事項(注 6)(注 9)
- 10 その他の事項
- (1) 運用開始の予定期日(注 10)
- (2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法(注 11)
- (3) 無線従事者の配置方針
- ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数(注

- (3) 業務開始の日以降 5 年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠
- 2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲(注 1)
- 3 希望する周波数の範囲(注 2)
- 4 当該通信系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期(注 3)
- 5 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの(注 4)
- (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- 6 その他の事項
- (1) 運用開始の予定期日(注 5)
- (2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法(注 6)
- (3) 無線従事者の配置方針
- ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数(注 7)

12)

イ 将来的な無線従事者の確保の方法

- (4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項(注 13)

注 1 移動受信用地上放送をする特定基地局の開設計画にあつては記載を要しない。

2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局によつて無線通信業務を行うこととしてい
る区域以外の区域においても、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設指針に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。

3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何 MHz から何 MHz まで」のように記載すること。

なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

4 認定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。

なお、既に確保している無線設備の設置場所がある場合にあつては、それぞれ設置場所の住所を「何市何町」等のように併せて記載すること。

イ 将来的な無線従事者の確保の方法

- (4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項(注 8)

注 1 当該特定基地局によつて無線通信業務を行うこととしてい
る区域以外の区域においても、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設指針に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。

2 周波数は、希望する周波数の範囲を「何 MHz から何 MHz まで」のように記載すること。

なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

3 認定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。

なお、既に確保している無線設備の設置場所がある場合にあつては、それぞれ設置場所の住所を「何市何町」等のように併せて記載すること。

-
- 5 学術資料等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
 - 6 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
 - 7 無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載すること。送信設備の規模等に応じて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及びその数量についても記載すること。
 - 8 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)から(12)まで及び(15)から(18)までについて記載すること。ただし、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をする特定基地局の開設計画にあつては、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。
 - 9 放送事項を放送の目的別種類により記載すること。ただし、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をする特定基地局の開設計画にあつては、「放送事業者が委託により行わせる放送」と記載すること。
 - 10 年月日を記載すること。
 - 11 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。
 - (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。
-
- 4 学術資料等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
 - 5 年月日を記載すること。
 - 6 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。
 - (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。
-

(2) 部内規定等がある場合において、部内規定等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。

12 既に無線従事者を有している場合にあつては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。

13 法第 27 条の 12 第 2 項第 5 号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。

14 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別表第五号の八 認定計画承継申請書の様式(第 25 条の 8 において準用する第 20 条の 3 関係)

第 1 申請書

年 月 日

総務大臣殿

申請者 住所(注 1)

(ふりがな)

商号(又は名称)

印

(ふりがな)

代表者氏名(注 2)

印

電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

(2) 部内規定等がある場合において、部内規定等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。

7 既に無線従事者を有している場合にあつては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。

8 法第 27 条の 12 第 2 項第 5 号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。

9 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別表第五号の八 認定計画承継申請書の様式(第 25 条の 8 において準用する第 20 条の 3 関係)

第 1 申請書

年 月 日

総務大臣殿

申請者 住所(注 1)

(ふりがな)

商号(又は名称)

印

(ふりがな)

代表者氏名(注 2)

印

電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(注 1)	(ふりがな) 代表者氏名(注 2)

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人

住所(注 1)

(ふりがな)

商号(又は名称)

(ふりがな)

代表者氏名(注 2)

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

6 承継に係る認定計画

認定の番号	認定の年月日	認定開設者の 商号(又は名 称)	認定の有効期 間

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(注 1)	(ふりがな) 代表者氏名(注 2)

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人

住所(注 1)

(ふりがな)

商号(又は名称)

(ふりがな)

代表者氏名(注 2)

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

6 承継に係る認定計画

認定の番号	認定の年月日	認定開設者の 商号(又は名 称)	認定の有効期 間

7 無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

8 事業計画（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

9 事業収支見積り（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

10 欠格事由に関する事項(注 3)

注 1 住所については、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

- 2 代表者氏名については、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 3 欠格事由については、申請者が、法第 27 条の 13 第 5 項各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に定める規定に該当しないときは、その旨を記載すること。

第 2 添付資料

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

(新設)

7 欠格事由に関する事項(注 3)

注 1 住所については、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

- 2 代表者氏名については、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 3 欠格事由については、申請者が法第 5 条第 3 項各号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。

第 2 添付資料

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

別表第五号の九 認定計画承継申請書の様式(第25条の8において準用する第20条の3の2関係)

第1 申請書

認定計画承継申請書

年 月 日

総務大臣殿

申請者 住所(注1)

(ふりがな)

商号(又は名称)

(ふりがな)

代表者氏名(注2)

印

電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注3)	住所(注1)	(ふりがな) 代表者氏名(注4)
------------------	--------	---------------------

3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

別表第五号の九 認定計画承継申請書の様式(第25条の8において準用する第20条の3の2関係)

第1 申請書

認定計画承継申請書

年 月 日

総務大臣殿

申請者 住所(注1)

(ふりがな)

商号(又は名称)

(ふりがな)

代表者氏名(注2)

印

電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注3)	住所(注1)	(ふりがな) 代表者氏名(注4)
------------------	--------	---------------------

--	--	--

- 2 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- 3 事業の譲受けの理由
- 4 認定開設者の地位の承継を必要とする理由
- 5 承継に係る認定計画

認定の番号	認定の年月日	認定の有効期間

- 6 無線局の運用費の支弁方法（移動受信信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）
- 7 事業計画（移動受信信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の様式に準ずる。）
- 8 事業収支見積り（移動受信信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）
- 9 欠格事由に関する事項(注 5)
 - 注 1 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したとき

--	--	--

- 2 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- 3 事業の譲受けの理由
- 4 認定開設者の地位の承継を必要とする理由
- 5 承継に係る認定計画

認定の番号	認定の年月日	認定の有効期間

- 6 (新設)
欠格事由に関する事項(注 5)
 - 注 1 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したとき

<p>は、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。</p> <p>3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。</p> <p>4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。</p> <p>5 欠格事由については、申請者が、<u>法第 27 条の 13 第 5 項各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に定める規定</u>に該当しないときは、その旨を記載すること。</p> <p>第 2 添付資料</p> <p>1 事業の譲渡に関する契約書の写し</p> <p>2 譲受人の定款</p>	<p>は、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。</p> <p>3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。</p> <p>4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。</p> <p>5 欠格事由については、申請者が<u>法第 5 条第 3 項各号の欠格事由</u>に該当しないときは、その旨を記載すること。</p> <p>第 2 添付資料</p> <p>1 事業の譲渡に関する契約書の写し</p> <p>2 譲受人の定款</p>
---	--